

患者の皆様へ

当院では令和6年6月の診療報酬改定に伴う『医療DX推進体制整備加算』について、以下のとおり対応を行っております。

- ①オンライン請求を行っております。
- ②オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ③電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧または活用できる体制を有しております。
- ④電子処方箋を発行する体制を有しています。
- ⑤電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については
現在整備中です。 (令和7年9月30日までの経過措置)
- ⑥マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け、ポスター掲示を行っております。
- ⑦医療DX推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当院の見やすい場所およびホームページに掲載しております。

たむら歯科診療所

